

(設置)

第1条 地域に密着した保健、福祉及び医療サービスの連携と調整を図ることにより、これらのサービスを総合的に提供し、もって地域住民が安心して快適な生活を送ることができる地域づくりを実現するため、岡山市北区御津金川449番地に岡山市御津保健福祉ステーション(以下「ステーション」という。)を設置する。

(事業)

第2条 ステーションは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 高齢者の健康相談、保健指導及び機能訓練に関すること。
- (2) 保健、福祉及び医療の連携に関すること。
- (3) その他保健及び福祉の増進のために必要な事業に関すること。

(指定管理者による管理等)

第3条 ステーションの管理に関する業務のうち、次に掲げるものについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- (1) ステーションの管理運営上市長が必要と認める業務
- (2) ステーションの施設及び設備の維持管理に関する業務

(指定管理者の指定等)

第4条 ステーションの指定管理者の指定を受けようとするものは、ステーションの事業計画に関する書類その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) その事業計画によるステーションの運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画の内容がステーションの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

4 市長は、指定管理者の指定の期間満了に伴い、指定管理者として指定されているもの(以下「現指定管理者」という。)から第1項の規定による申請があった場合において、同項に規定する書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者がステーションの設置の目的を最も効果的に達成できると認められるときは、現指定管理者を指定管理者の候補者として選定することができる。

第5条 指定管理者は、指定が効力を有する間、第12条第2項に規定する市長の権限を自己の名において行うものとする。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(事業報告書の作成及び提出)

第6条 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取消しをされた日から起算して2月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) ステーションの管理業務の実施状況及び使用状況
- (2) ステーションの利用料金の収入の実績
- (3) ステーションの管理に係る経費の収支状況
- (4) その他規則で定める事項

(使用料)

第7条 ステーションにおいて介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第7項の通所介護又は同法第115条の45第1項第1号ロの第1号通所事業(以下「通所介護等」という。)を利用する者(以下「利用者」という。)は、介護保険法の規定により定められた通所介護等に係る費用の額の使用料を納付しなければならない。

(利用料金)

第8条 第3条の規定により、ステーションの管理を指定管理者に行わせる場合においては、前条の規定にかかわらず、利用者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、介護保険法の規定により定められた通所介護等に係る費用の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第9条 利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

(指定管理者の指定の取消し等があった場合における使用料の取扱い)

第10条 利用者は、指定管理者の指定が取り消されたとき又は管理の業務の全部の停止を命ぜられたときは、第8条第2項の規定により定められた額をステーションの使用料として市に納付しなければならない。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めによらないで、通所介護等の利用ができなくなったとき又は市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(禁止行為等)

第12条 何人も、ステーションにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備をき損し、汚損し、又は滅失する行為
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為
- (3) その他ステーションの管理上支障があると認められる行為

2 市長は、前項の規定に違反した者又はそのおそれのある者に対し、ステーションからの退去を命ずることができる。

(原状回復義務)

第13条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、施設又は設備を直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第14条 指定管理者は、故意又は過失により、ステーションの施設又は設備をき損し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前においても、第4条の規定に基づく指定管理者の指定に関し、必要な手続その他の行為をすることができる。

附 則(平成28年市条例第47号)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日までの間における改正後の第7条の規定の適用については、同条中「又は同法」とあるのは、「、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第7項の介護予防通所介護又は介護保険法」とする。